

令和7年度環境常時監視測定結果等 添付資料

1	大気関係	1
	(1) 大気汚染測定結果	1
	(2) 有害大気汚染物質測定結果	1 1
	(3) アスベスト大気濃度調査結果	1 3
2	水質関係	1 4
	(1) 公共用水域水質測定結果	1 4
	(2) 地下水水質測定結果	2 1
	(3) ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果	2 3
3	ダイオキシン類測定結果	2 4
	(1) 環境中のダイオキシン類測定	2 4
	(2) 発生源のダイオキシン類測定	2 7
4	自動車騒音調査結果	3 2
5	高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果等	3 4

1 大気関係

(1) 大気汚染測定結果

ア 測定状況

京都市地域 14 局、府中・南部地域 14 局、府北部地域 5 局の計 33 局の測定局において、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質延べ 176 項目について測定を実施した。

(京都市地域は京都市が測定実施)

◆測定局設置状況と測定項目数

地 域 名	測定局数	測定局内訳		大気汚染物質の 延べ測定項目数
		一般局	自排局	
京都市地域	14 局	9 局	5 局	76
府中・南部地域	14 局	12 局	2 局	73
府北部地域	5 局	5 局	—	27
合計	33 局	26 局	7 局	176

※自排局：自動車排出ガス測定局

イ 測定結果の概要

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については全局で長期的評価による環境基準を達成した。

微小粒子状物質（PM2.5）については、長期基準、短期基準とも全局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、令和7年度の注意報発令は1日（令和6年度は0日）であったが、光化学スモッグによる被害の訴えはなかった。

令和7年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

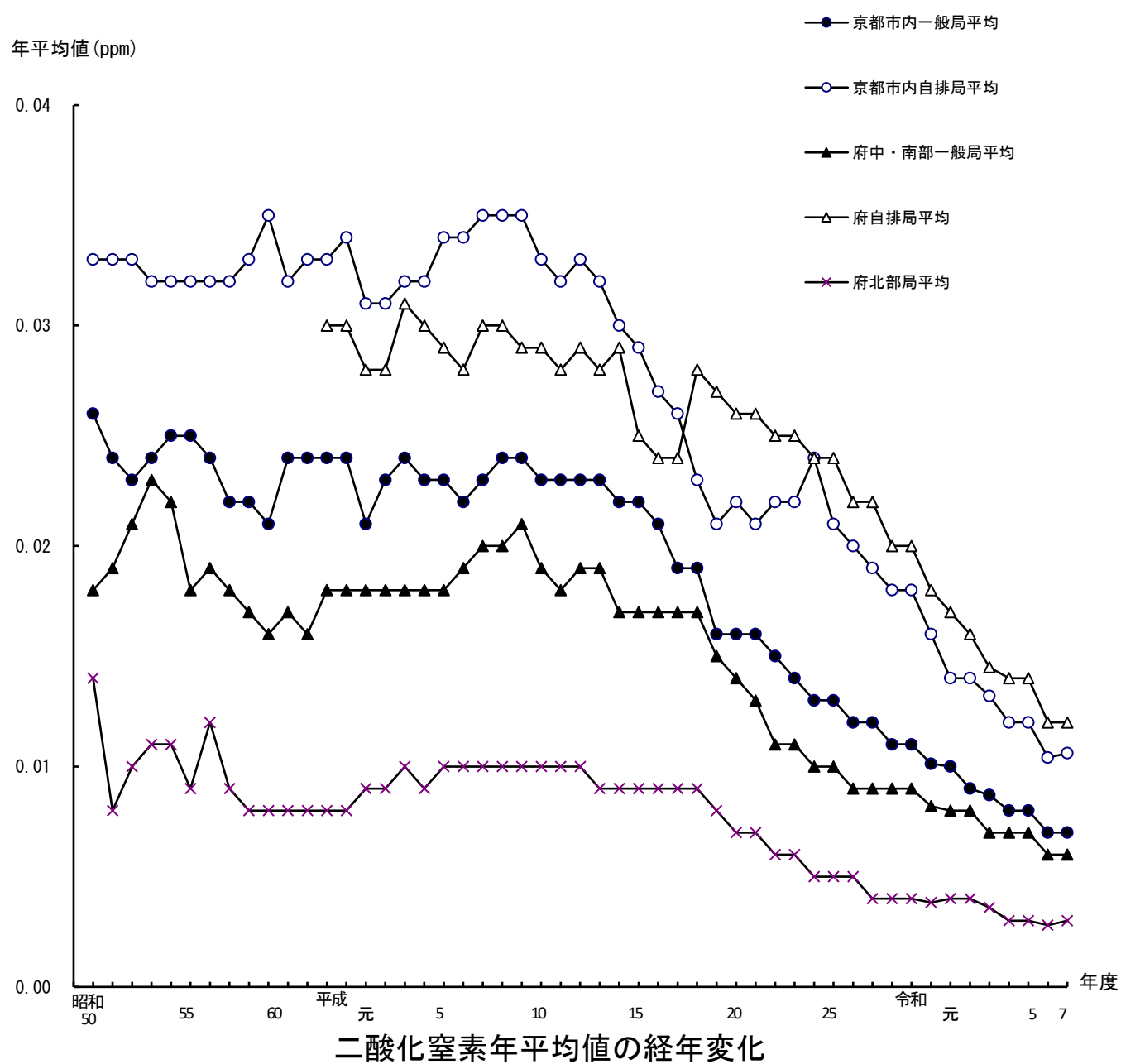
市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学 オキシダント	微小粒子状物質
京 都 市	市 役 所	○	○			×	○
	壬 生	○	○	○		×	○
	伏 見	○	○	○		×	○
	山 科	○	○	○		×	○
	左 京	○	○			×	
	西 京	○	○	○		×	○
	久 我	○	○			×	
	北	○				×	
	醍 醐	○	○			×	○
	自 排 南	○	○		○		○
	自 排 大 宮	○	○		○		○
	自 排 山 科	○	○		○		○
	自 排 上 京	○	○				○
	自 排 西ノ京	○	○				○
向 日 市	向 陽	○	○	○		×	○
大 山 崎 町	大 山 崎	○	○			×	
宇 治 市	宇 治	○	○			×	○
城 陽 市	城 陽	○	○			×	○
久 御 山 町	久 御 山	○	○	○		×	○
京 田 辺 市	田 辺	○	○			×	○
井 手 町	井 手						○
木 津 川 市	木 津	○	○	○		×	○
精 華 町	精 華	○	○			×	○
南 山 城 村	南 山 城						○
亀 岡 市	亀 岡	○	○	○		×	○
南 丹 市	南 丹	○	○			×	○
福 知 山 市	福 知 山	○	○	○		×	○
舞 鶴 市	東 舞 鶴	○	○	○		×	○
綾 部 市	綾 部	○	○			×	○
宮 津 市	宮 津	○	○			×	○
京 丹 後 市	京 丹 後	○	○			×	○
八 幡 市	国道1号(自排)	○	○			×	○
大 山 崎 町	国道171号(自排)	○	○		○		○

- (注) 1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
- 2 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6～20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
- 3 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
- 4 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上(測定局))について、評価を行いました。－は年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。
- 5 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 6 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

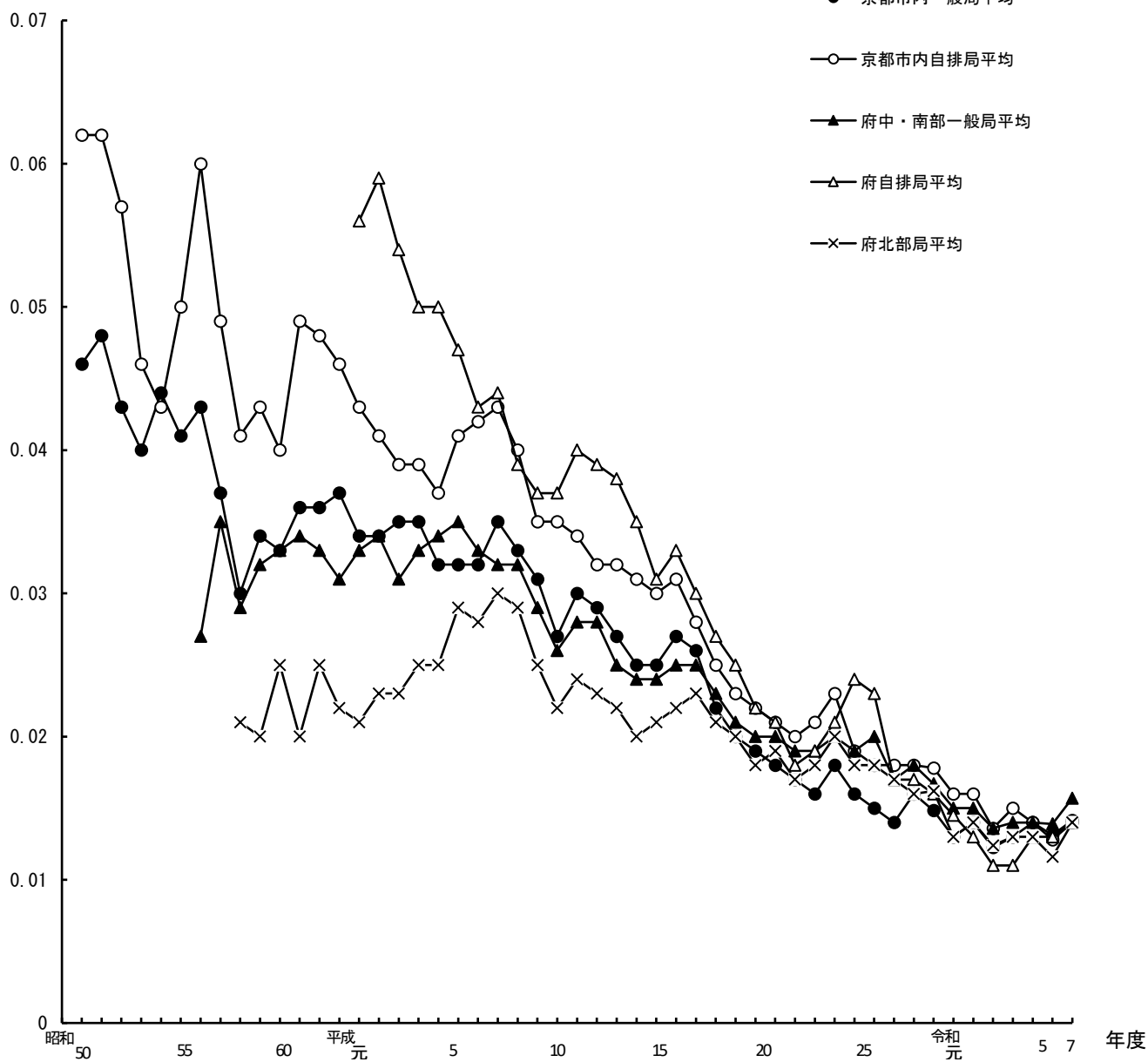
項 目		表 示 方 法	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二 酸 化 窒 素	一 般 環 境 大 気 測 定 局	ゾーンを上 回る局数 ゾーン内の 局数 ゾーンを下 回る局数 有効測定局数	0024 24	0024 24	0024 24	0024 24	0024 24
		「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)	0.029	0.025	0.024	0.024	0.022
	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	ゾーンを上 回る局数 ゾーン内の 局数 ゾーンを下 回る局数 有効測定局数	007 7	007 7	007 7	007 7	007 7
浮 遊 粒 子 状 物 質		環境基準達成局数／有効測定局数	30/30	30/30	30/30	30/30	30/30
		同 上 (%)	100	100	100	100	100
二 酸 化 硫 黄		環境基準達成局数／有効測定局数	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
		同 上 (%)	100	100	100	100	100
一 酸 化 炭 素		環境基準達成局数／有効測定局数	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		同 上 (%)	100	100	100	100	100
微 小 粒 子 状 物 質		環境基準達成局数／有効測定局数	28/28	29/29	29/29	29/29	29/29
		同 上 (%)	100	100	100	100	100
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		環境基準達成局数／測定局数	0/25	0/25	0/25	0/25	0/25
		同 上 (%)	0	0	0	0	0

- (注) 1 有効測定局とは二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上 の測定局です。
- 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
- 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)
- 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6～20時)が環境基準を達成している局を達成としています。
- 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としています。



(注) 平成18年度に一部の自排局の位置を変更。(長岡京局の廃止など)
平成26年度に精華局の位置を変更。

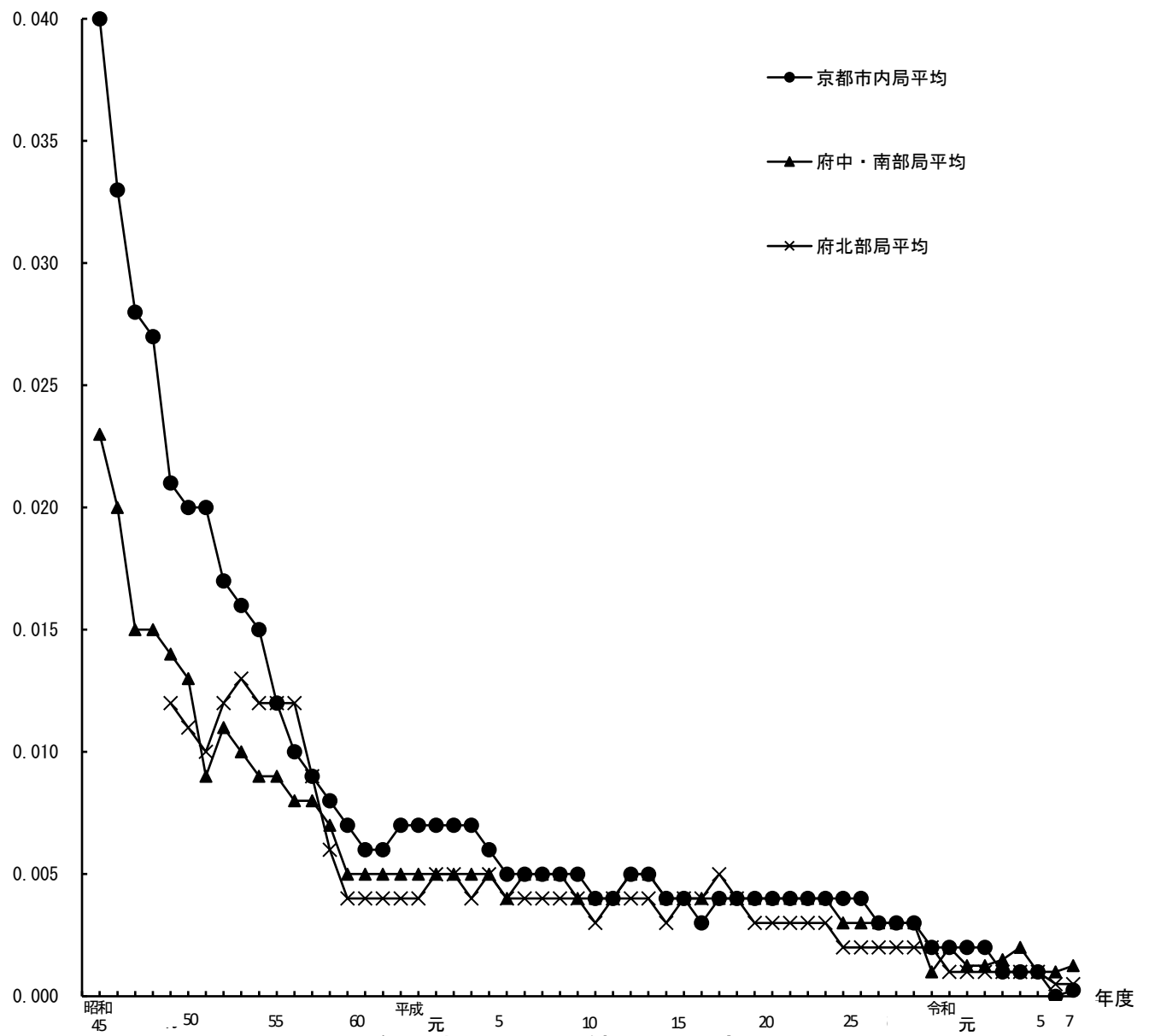
年平均値 (mg/m³)



浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

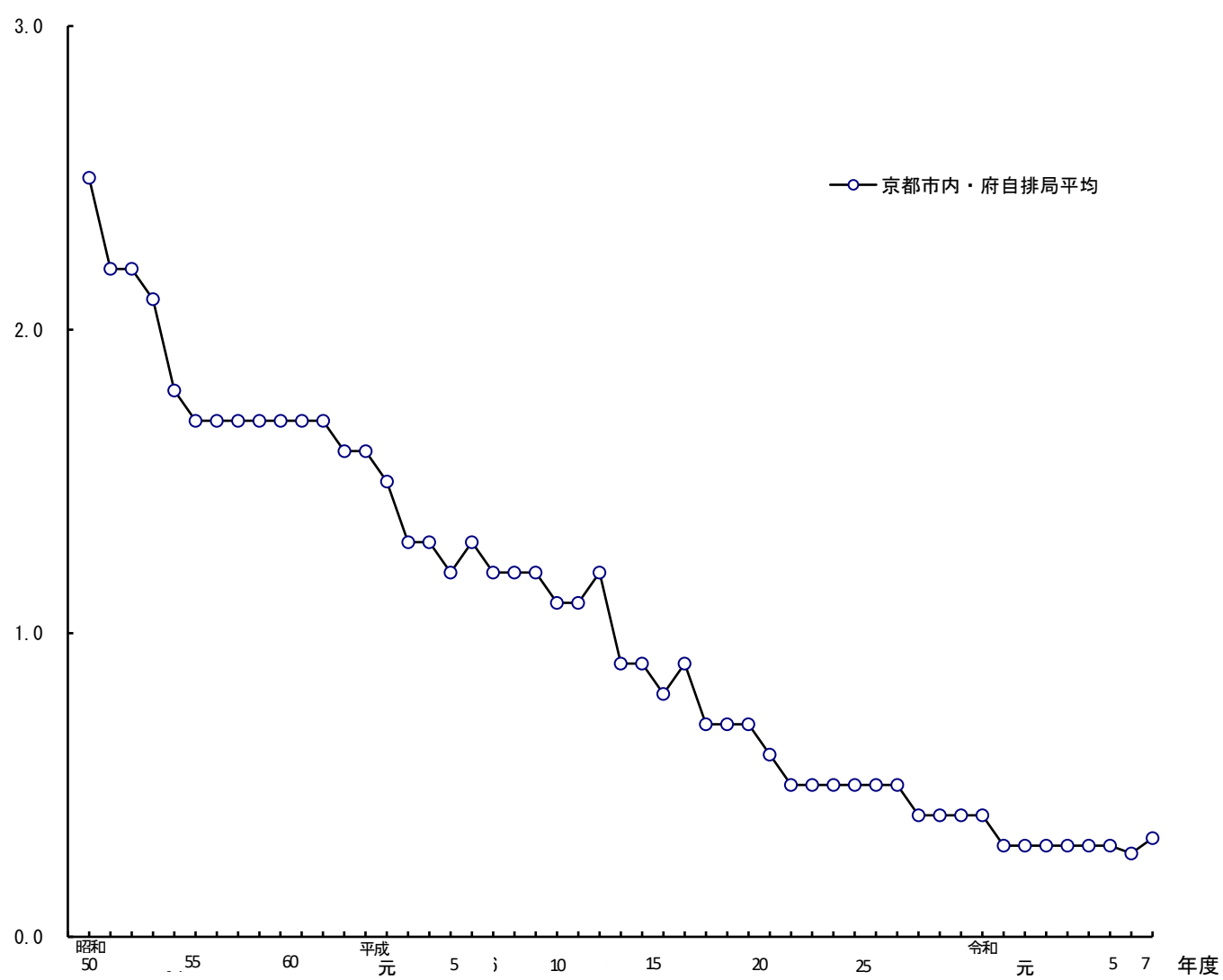
(注) 平成 18 年度に一部の自排局の位置を変更。(長岡京局の廃止など)
平成 26 年度に精華局の位置を変更。

年平均値 (ppm)

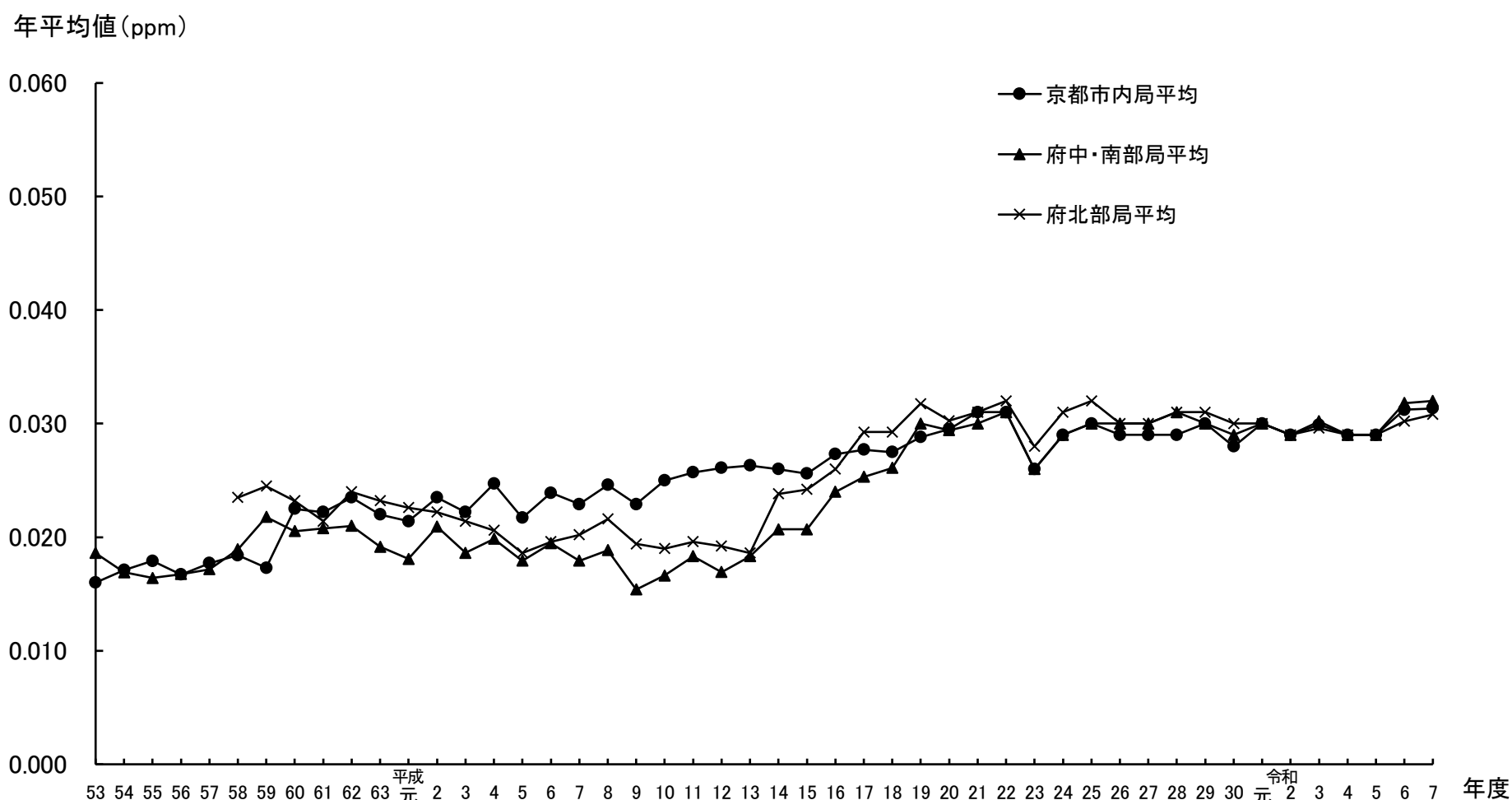


二酸化硫黄年平均値の経年変化

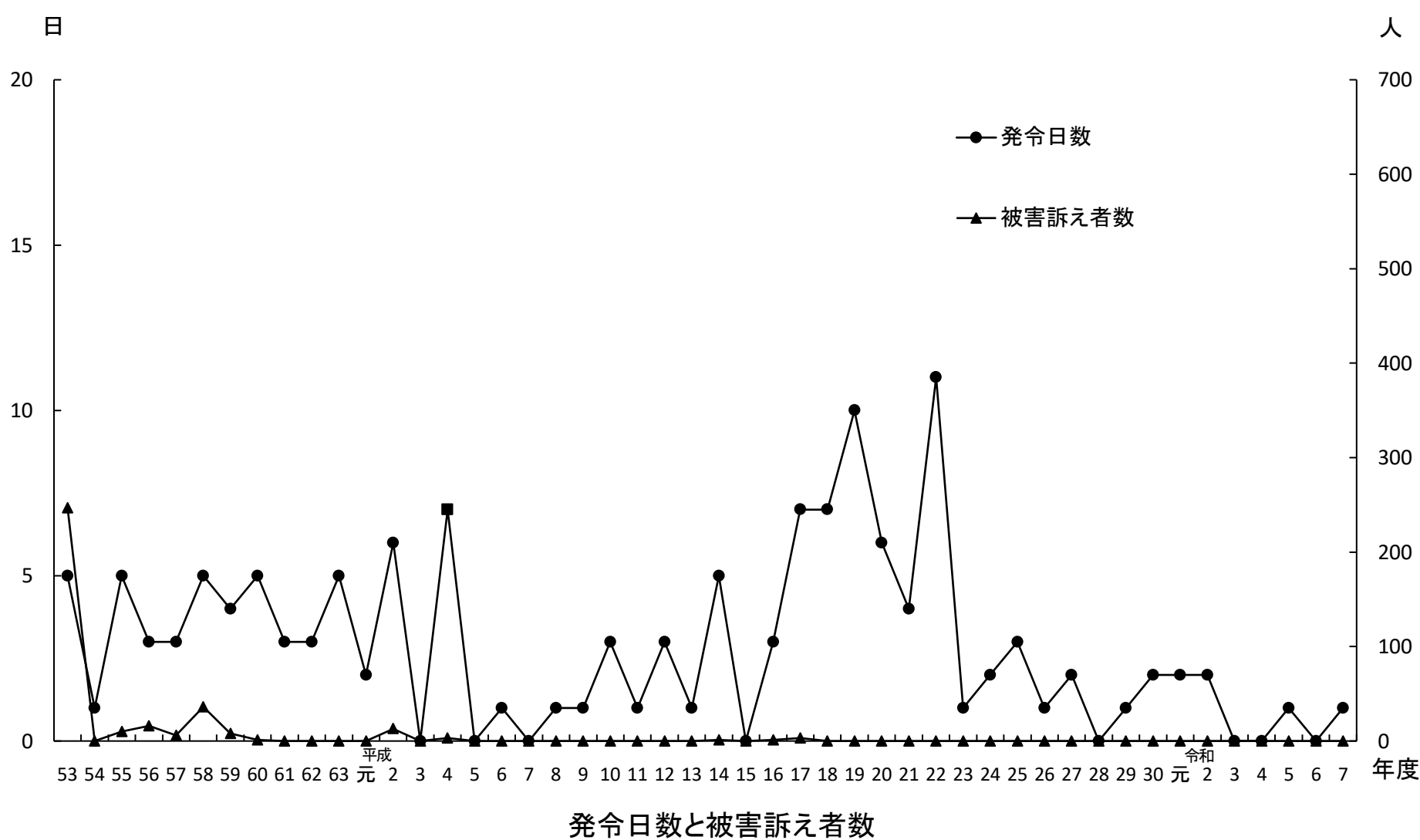
年平均値 (ppm)



一酸化炭素年平均値の経年変化

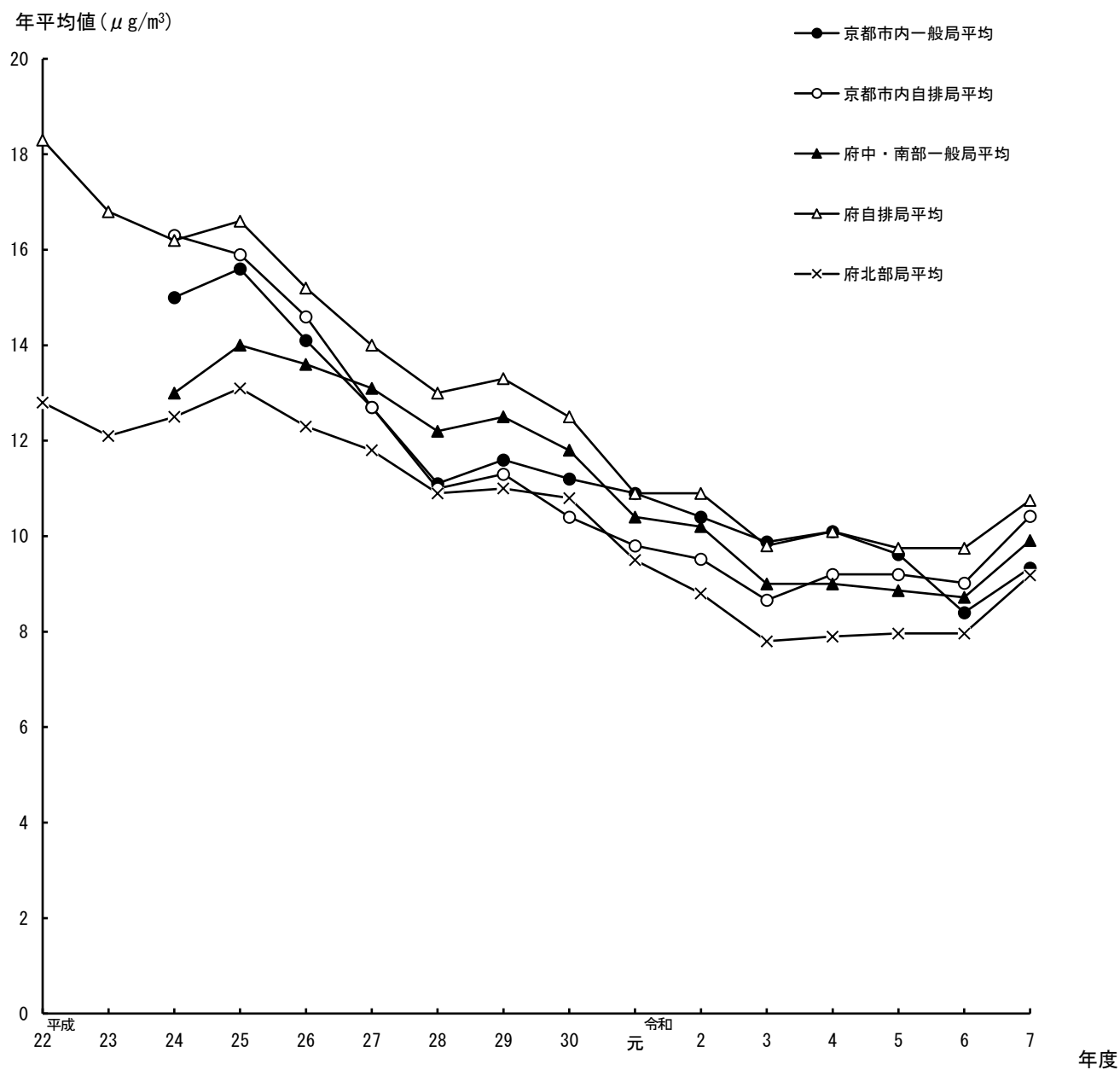


光化学オキシダント年平均値の経年変化



※光化学オキシダントは、窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質ですので、その年の気象条件に左右され、年により高濃度の発現頻度が増減します。

また、光化学大気汚染は、その汚染メカニズムなど未解明な部分も多いことに加え、オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、広域的な大気汚染の影響も指摘されていることから、国においては、原因の解明やより効果的な対策の検討を進めるとともに、日中韓との国際的な取組を進めています。



微小粒子状物質 (PM2.5) 年平均値の経年変化

(注) 平成22、23年度は福知山局及び国道171局 (自排) のみ

微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

市町	測 定 局	環境基準達成状況				
		長期基準	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期基準	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	長期基準、短期 基準ともに達成
京 都 市	市 役 所	○	10.3	○	24.7	○
	壬 生	○	9.4	○	24.1	○
	伏 見	○	10.1	○	24.1	○
	山 科	○	8.6	○	22.9	○
	西 京	○	8.7	○	22.0	○
	醍 醐	○	8.9	○	21.9	○
	自 排 南	○	10.6	○	24.5	○
	自 排 大 宮	○	10.7	○	24.6	○
	自 排 山 科	○	10.5	○	25.3	○
	自 排 上 京	○	11.2	○	27.2	○
	自 排 西 ノ 京	○	9.1	○	23.4	○
向 日 市	向 陽	○	9.9	○	24.7	○
宇 治 市	宇 治	○	9.9	○	23.1	○
城 陽 市	城 陽	○	10.0	○	22.5	○
久 御 山 町	久 御 山	○	9.8	○	23.5	○
京 田 辺 市	田 辺	○	10.0	○	23.2	○
井 手 町	井 手	○	9.6	○	23.0	○
木 津 川 市	木 津	○	9.6	○	22.0	○
精 華 町	精 華	○	10.4	○	23.3	○
南 山 城 村	南 山 城	○	9.8	○	24.6	○
亀 岡 市	亀 岡	○	9.8	○	24.0	○
南 丹 市	南 丹	○	10.2	○	26.3	○
福 知 山 市	福 知 山	○	9.6	○	26.5	○
舞 鶴 市	東 舞 鶴	○	9.2	○	25.8	○
綾 部 市	綾 部	○	10.0	○	26.6	○
宮 津 市	宮 津	○	8.9	○	25.0	○
京 丹 後 市	京 丹 後	○	8.2	○	22.9	○
八 幡 市	国道1号(自排)	○	11.2	○	25.5	○
大 山 崎 町	国道171号(自排)	○	10.3	○	25.8	○
環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。					

- (注) 1 環境基準の達成状況については、長期基準及び短期基準の達成、非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することにより評価します。
- 2 長期基準：長期的評価として測定結果の1年平均値について評価します。
- 3 短期基準：1日平均値の年間98%値を評価します。
- 4 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 5 ーは年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。

（２）有害大気汚染物質測定結果

ア 有害大気汚染物質の概要

有害大気汚染物質とは、低濃度ではあるが長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある物質をいい、中央環境審議会（平成22年10月）において「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質及び「優先取組物質」として23物質がリスト化されている。
府では令和7年度、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の22物質を測定した。

イ 測定地点及び測定回数

一般環境、固定発生源周辺、沿道の7地点で、毎月1回測定を実施した。（京都市地域は京都市が測定を実施）

ウ 測定結果の概要

環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンについては7地点において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては3地点において測定した結果、全ての地点で環境基準を達成した。

令和7年度有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果概要（１）

測定物質名	単位	区分	測定地点	令和7年度結果			6年度結果	環境基準
				最小値	最大値	平均値	平均値	
ベンゼン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.31	1.4	0.60		3
			久御山	0.30	0.79	0.59	0.56	
			京都市南部まち美化事務所	0.37	2.1	0.78	0.48	
		沿道	自排大宮局	0.47	1.7	0.82	0.66	
			自排山科局	0.40	1.6	0.77	0.51	
			国道171号	0.22	0.77	0.53	0.56	
			国道1号	0.40	0.89	0.69	0.74	
トリクロロエチレン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.057	0.50	0.21		130
			久御山	0.020	1.3	0.53	0.57	
		固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.11	4.0	1.3	0.86	
テトラクロロエチレン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.045	0.42	0.18		200
			久御山	0.040	0.37	0.12	0.098	
		固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.19	1.2	0.53	0.45	
ジクロロメタン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.73	2.6	1.3		150
			久御山	0.68	2.1	1.3	1.8	
			京都市南部まち美化事務所	1.1	4.9	2.3	0.97	

（注）1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1／2として算出することとしています。
2 環境基準は年平均値で評価します。
3 京都市役所、京都市南部まち美化事務所、自排大宮局及び自排山科局の結果については、京都市が測定したものです。
なお、令和7年度から、京都市左京区総合庁舎から京都市役所に測定地点を変更しました。
4 1 μg＝100万分の1g

令和7年度有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果概要(2)

測定物質名	単位	区分	測定地点	令和7年度結果			6年度結果	指針値
				最小値	最大値	平均値	平均値	
アクリロニトリル	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.00055	0.12	0.025		2
			久御山	0.003	0.041	0.014	0.022	
			京都市南部まち美化事務所	0.00055	0.15	0.032	0.035	
アセトアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市役所	1.3	5.9	3.1		120
			久御山	0.43	3.0	1.7	1.5	
		沿道	自排大宮局	1.4	6.0	3.2	2.6	
			自排山科局	1.2	5.0	2.9	2.1	
			国道171号	0.54	3.3	1.7	1.5	
			国道1号	0.73	4.1	2.1	1.8	
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.0004	0.034	0.0089		10
			久御山	0.004	0.016	0.008	0.0082	
			京都市南部まち美化事務所	0.0004	0.029	0.0082	0.016	
塩化メチル	μg/m ³	一般環境	京都市役所	1.1	1.5	1.3		94
			久御山	1.1	1.4	1.3	1.4	
			京都市南部まち美化事務所	1.2	1.5	1.3	1.2	
クロロホルム	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.17	0.49	0.26		18
			久御山	0.11	0.37	0.21	0.23	
			京都市南部まち美化事務所	0.18	3.2	0.61	0.28	
酸化エチレン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.017	0.086	0.062		—
			久御山	0.063	0.19	0.12	0.13	
1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.10	0.37	0.19		1.6
			久御山	0.055	0.24	0.14	0.15	
			京都市南部まち美化事務所	0.10	0.41	0.19	0.099	
トルエン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	1.8	11	3.8		—
			久御山	2.1	63	13	11	
		沿道	固定発生源周辺 京都市南部まち美化事務所	2.3	24	8.1	6.5	
			自排大宮局	2.1	15	5.1	3.7	
			自排山科局	2.2	14	5.0	3.4	
			国道171号	1.1	6.7	4.0	5.6	
			国道1号	3.8	33	16	15	
1, 3-ブタジエン	μg/m ³	一般環境	京都市役所	0.014	0.094	0.039		2.5
			久御山	0.007	0.075	0.040	0.037	
			京都市南部まち美化事務所	0.004	0.17	0.059	0.033	
		沿道	自排大宮局	0.028	0.15	0.084	0.078	
			自排山科局	0.004	0.14	0.064	0.040	
			国道171号	0.023	0.058	0.035	0.040	
			国道1号	0.028	0.076	0.050	0.064	
ホルムアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市役所	1.4	9.0	3.9		—
			久御山	0.51	3.1	1.9	1.7	
		沿道	自排大宮局	1.5	7.9	3.8	3.3	
			自排山科局	1.6	7.2	3.4	2.8	
			国道171号	0.69	4.2	1.8	1.6	
			国道1号	0.51	5.4	2.2	1.9	
クロム及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.45	6.8	2.5		—
			久御山	0.28	6.4	3.2	2.6	
		沿道	国道171号	0.66	6.7	3.0	1.8	
六価クロム化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.011	0.15	0.068		—
			久御山	0.006	0.11	0.038	0.015	
		沿道	国道171号	0.007	0.051	0.022	0.012	
			国道1号	0.009	0.088	0.036	0.021	
水銀及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.48	1.8	1.3		40
			久御山	1.1	2.3	1.7	1.7	
ニッケル化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.55	6.8	2.1		25
			久御山	0.29	4.3	2.1	1.8	
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.06	4.1	1.1		6
			久御山	0.061	3.6	1.3	1.3	
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.0003	0.033	0.0049		—
			久御山	0.0009	0.030	0.015	0.012	
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	一般環境	京都市役所	0.022	0.32	0.10		—
			久御山	0.010	0.16	0.078	0.065	
		沿道	自排大宮局	0.030	0.40	0.12	0.078	
			自排山科局	0.017	0.21	0.058	0.053	
			国道171号	0.011	0.15	0.065	0.072	
			国道1号	0.016	0.18	0.10	0.095	
マンガン及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市役所	2.8	29	11		140
			久御山	1.1	32	16	14	

(注) 1 測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出しています。
2 指針値は年平均値で評価します。
3 京都市役所、京都市南部まち美化事務所、自排大宮局及び自排山科局の結果については、京都市が測定したものです。
なお、令和7年度から、京都市左京区総合庁舎から京都市役所に測定地点を変更しました。
4 1 μg=100万分の1g、1ng=10億分の1g

(3) アスベスト大気濃度調査結果

ア 測定状況

府内7箇所において、アスベスト大気濃度調査を実施した。

イ 測定結果の概要

全調査地点において、高濃度（10 本/リットル超過）のアスベストは確認されず、全国調査の同一地域分類調査結果と同程度のレベルであった。

（単位：本／リットル）

地域分類	名称（所在地）	結果
住宅地域	宇治総合庁舎（宇治市）	0.11、0.081
	亀岡総合庁舎（亀岡市）	0.071、0.090
	峰山総合庁舎（京丹後市）	0.071、0.090
商工業地域	長岡京市役所（長岡京市）	0.071、0.090
	中丹東保健所（舞鶴市）	<0.056、0.071
幹線道路	国道171号（大山崎町）	0.071、0.071
	国道1号（八幡市）	0.056、0.056

（注）1 アスベストに係る環境基準はないが、大気汚染防止法では、特定粉じん発生施設に係る工場の敷地境界線上の基準10本/リットルがある。

2 住宅地域、商工業地域及び幹線道路は、従来から定点として調査している。測定は、「アスベストモニタリングマニュアル（環境省）」に基づき、1地点あたり2箇所で開催している。

3 【参考】令和5年度 全国調査結果（地方公共団体実施）

- ・住宅地域 0.052 ～ 2.0 本／リットル
- ・商工業地域 <0.056 ～ 1.3 本／リットル
- ・高速道路及び幹線道路沿線 <0.056 ～ 0.49 本／リットル

2 水質関係

(1) 公共用水域水質測定結果

府内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、河川については 61 河川 106 地点、海域については 6 海域 19 地点で測定を行った。（次ページの「河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況」を参照）

ア 測定結果の概要

(ア) 河川

① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。
（昨年度と同様）

② 生活環境項目

BOD（生物化学的酸素要求量：河川の有機汚濁の代表的な指標）は、41 水域のうち 40 水域で環境基準を達成した。（昨年度は 41 水域のうち全水域で環境基準を達成）

水生生物の保全に係る環境基準項目は、全項目について全ての水域で環境基準を達成した。（昨年度と同様）

(イ) 海域

① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。
（昨年度と同様）

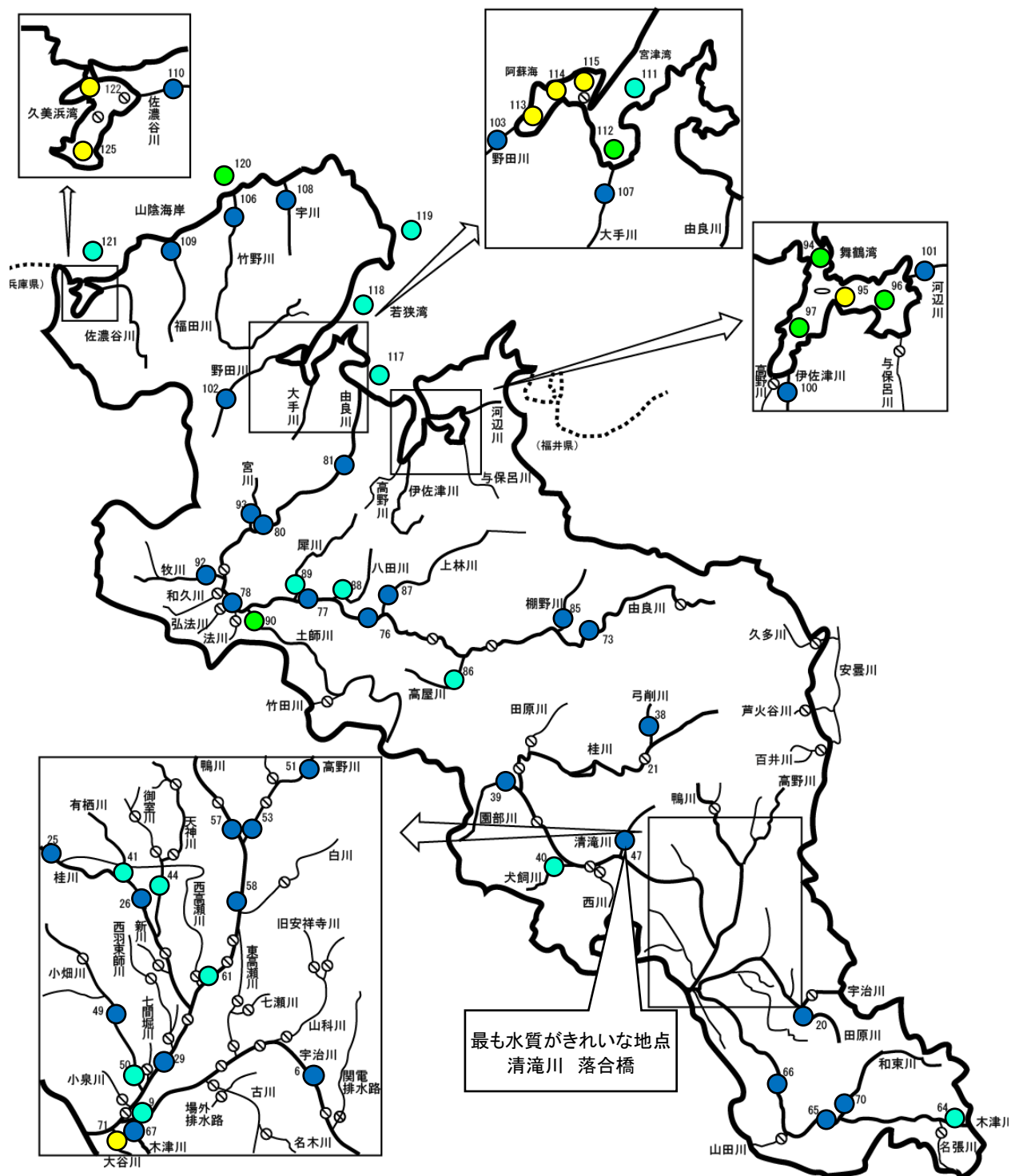
② 生活環境項目

COD（化学的酸素要求量：海域の有機汚濁の代表的な指標）は、7 水域のうち 1 水域で環境基準を達成した。（昨年度は全 7 水域で環境基準を非達成）

全窒素及び全リン（海域の富栄養化の原因物質）は、5 水域の全水域で環境基準を達成した。（昨年度は 5 水域のうち 2 水域で環境基準を達成）

健康項目：人の健康の保護に関する環境基準項目（カドミウム、全シアンなど 27 項目）
生活環境項目：生活環境の保全に関する環境基準項目（BOD、SS など 13 項目）

河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況



○ 測定地点 (● 環境基準点以外) * 地図上の数値は地点番号	
凡例	河川 (BOD) 又は海域 (COD) の75%水質値 (mg/L) (75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値) 河川 1 2 3 5 8 10
	10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度 8以下: 農業用水に利用する限度 5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度 3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度 2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度 10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度 3以下: ボラ、ノリ等の生息に適する限度 2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度 2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度

生活環境項目に係る環境基準達成状況

a 河川（BOD）

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成状況	備考
宇治川(1)	6	隠元橋	A	0.9	○	類型ごとの環境基準値 AA・・・1 mg/L以下 A・・・2 mg/L以下 B・・・3 mg/L以下 C・・・5 mg/L以下 D・・・8 mg/L以下 E・・・10mg/L以下
宇治川(2)	9	宇治川御幸橋	B	1.2	○	
田原川	20	蛭橋	A	0.9	○	
桂川上流	25	渡月橋	A	0.7	○	
桂川下流(1)	26	西大橋	A	0.8	○	
桂川下流(2)	29	宮前橋	A	0.9	○	
弓削川	38	寺田橋	A	0.8	○	
園部川	39	神田橋	A	1.0	○	
犬飼川	40	並河橋	A	1.2	○	
有栖川	41	梅津新橋	A	1.6	○	
天神川	44	西京極橋	A	1.1	○	
清滝川	47	落合橋	AA	<0.5	○	
小畑川上流	49	京都市・長岡京市境界点	A	0.9	○	
小畑川下流	50	小畑橋	A	1.3	○	
高野川上流	51	三宅橋	AA	0.8	○	
高野川下流	53	河合橋	A	0.7	○	
鴨川上流(1)	57	出町橋	A	0.7	○	
鴨川上流(2)	58	三条大橋	A	1.0	○	
鴨川下流	61	京川橋	A	1.6	○	
木津川(2)	64	笹瀬橋	A	1.6	○	
木津川(3)	65	恭仁大橋	A	1.0	○	
	66	玉水橋		0.8		
	67	木津川御幸橋		0.9		
和束川	70	菜切橋	A	0.9	○	
大谷川	71	二ノ橋	B	3.1	×	
由良川上流	73	安野橋	AA	0.7	○	
由良川下流	76	山家橋	A	1.0	○	
	77	以久田橋		0.7		
	78	音無瀬橋		0.7		
	80	波美橋		0.7		
	81	由良川橋		0.6		
棚野川	85	和泉大橋	A	0.7	○	
高屋川	86	黒瀬橋	A	1.3	○	
上林川	87	五郎橋	A	0.8	○	
八田川	88	八田川橋	A	1.9	○	
犀川	89	小貝橋	A	1.4	○	
土師川	90	土師橋	A	0.8	○	
牧川	92	天津橋	A	0.6	○	
宮川	93	宮川橋	A	0.7	○	
伊佐津川	100	相生橋	A	0.7	○	
河辺川	101	第一河辺川橋	A	0.9	○	
大手川	107	京口橋	A	0.7	○	
野田川	102	六反田橋	A	0.9	○	
	103	堂谷橋		0.9		
竹野川	106	荒木野橋	B	0.9	○	
宇川	108	宇川橋	A	0.7	○	
福田川	109	新川橋	A	1.0	○	
佐濃谷川	110	高橋橋	A	0.7	○	

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

(水生生物の保全に係る環境基準項目 (全亜鉛・ノニルフェノール・LAS))

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)			達成 状況	備考
				全亜鉛	ノニルフェノール	L A S		
淀川	6	隠元橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	類型ごとの環境基準 ・全亜鉛 生物A ……0.03mg/L以下 生物特A ……0.03mg/L以下 生物B ……0.03mg/L以下 生物特B ……0.03mg/L以下 ・ノニルフェノール 生物A ……0.001mg/L以下 生物特A ……0.0006mg/L以下 生物B ……0.002mg/L以下 生物特B ……0.002mg/L以下 ・L A S 生物A ……0.03mg/L以下 生物特A ……0.02mg/L以下 生物B ……0.05mg/L以下 生物特B ……0.04mg/L以下
	9	宇治川御幸橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
桂川上流(1)	21	八千代橋	生物A	0.001	<0.00006	<0.0006	○	
桂川上流(2)	25	渡月橋	生物B	0.002	<0.00006	<0.0006	○	
桂川下流(1)	26	西大橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	○	
桂川下流(2)	29	宮前橋	生物B	0.011	<0.00006	<0.0006	○	
木津川下流	64	笹瀬橋	生物B	0.004	<0.00006	0.0014	○	
	65	恭仁大橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
	66	玉水橋		0.004	<0.00006	<0.0006		
	67	木津川御幸橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
由良川上流	73	安野橋	生物A	<0.001	<0.00006	<0.0006	○	
由良川下流	76	山家橋	生物B	0.001	<0.00006	<0.0006	○	
	77	以久田橋		0.003	<0.00006	<0.0006		
	78	音無瀬橋		0.002	<0.00006	<0.0006		
	80	波美橋		0.002	<0.00006	0.0007		
	81	由良川橋		0.011	<0.00006	<0.0006		

(注1) LASとは直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を指す。

(注2) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における年間平均値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

b 海域 (COD)

水域名	地点 番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成 状況	備考
舞鶴湾(1)	96	念仏鼻地先	A	2.5	×	類型ごとの環境基準値 A・・・2 mg/L以下 B・・・3 mg/L以下 C・・・8 mg/L以下
	97	檜埼地先		2.3		
舞鶴湾(2)	94	キンギョ鼻地先	A	2.9	×	
	95	恵比須埼地先		3.2		
宮津湾	111	江尻地先	A	2.0	×	
	112	島埼地先		2.9		
阿蘇海	113	野田川流入点	B	3.6	×	
	114	中央部		3.4		
	115	溝尻地先		3.1		
若狭湾	117	栗田湾沖	A	1.9	○	
	118	波見埼沖		1.9		
	119	鷺埼沖		1.7		
山陰海岸	120	竹野川沖	A	2.7	×	
	121	久美浜湾沖		1.8		
久美浜湾	122	湾口部	A	3.0	×	
	125	湾奥部		3.1		

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

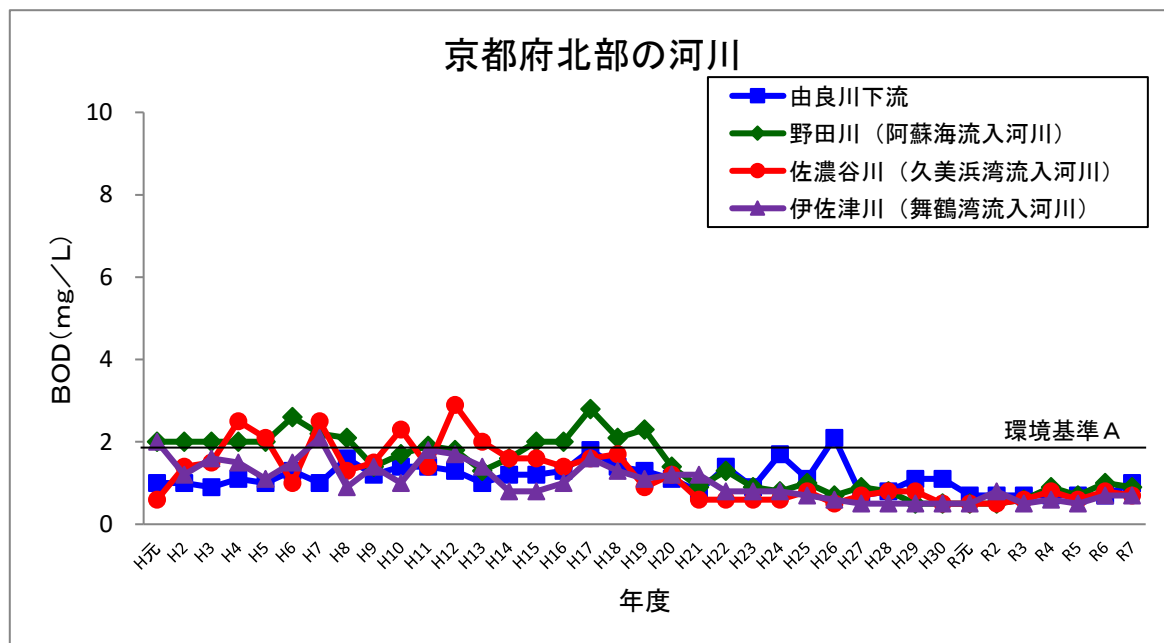
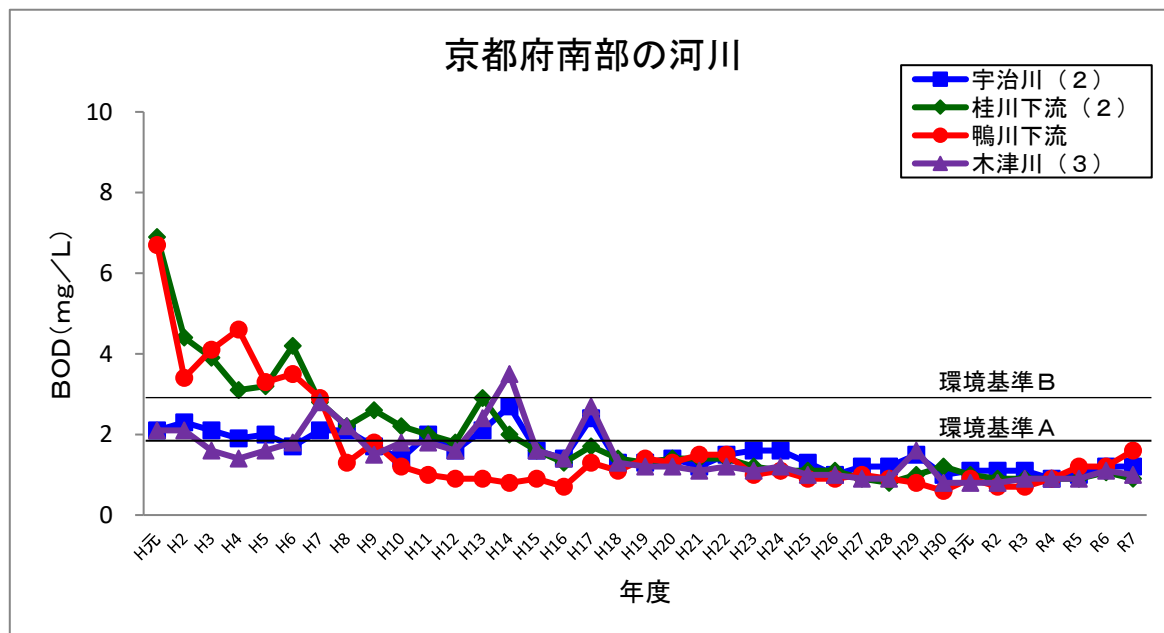
(全窒素・全燐)

水域名	地点 番号	環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)		達成 状況	備考
				全窒素	全磷		
舞鶴湾(ア)	96	念仏鼻地先	Ⅱ	0.20	0.016	○	類型ごとの環境基準値 全窒素 Ⅰ・・・0.2mg/L以下 Ⅱ・・・0.3mg/L以下 Ⅲ・・・0.6mg/L以下 Ⅳ・・・1mg/L以下 全磷 Ⅰ・・・0.02mg/L以下 Ⅱ・・・0.03mg/L以下 Ⅲ・・・0.05mg/L以下 Ⅳ・・・0.09mg/L以下
	97	檜崎地先		0.16	0.014		
	水域内の平均			0.18	0.015		
舞鶴湾(イ)	94	キンギョ鼻地先	Ⅱ	0.16	0.012	○	
	95	恵比須崎地先		0.17	0.013		
	水域内の平均			0.17	0.013		
宮津湾	111	江尻地先	Ⅱ	0.10	0.010	○	
	112	島崎地先		0.15	0.014		
	水域内の平均			0.13	0.012		
阿蘇海	113	野田川流入点	Ⅱ	0.24	0.029	○	
	114	中央部		0.21	0.023		
	115	溝尻地先		0.18	0.021		
	水域内の平均			0.21	0.024		
久美浜湾	122	湾口部	Ⅱ	0.18	0.016	○	
	125	湾奥部		0.21	0.021		
	水域内の平均			0.20	0.019		

(注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点において、表層の年間平均値が全窒素、全燐ともに環境基準に適合している場合に、達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、各水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、達成(○)とする。

主な河川のBOD濃度（75%水質値）の経年変化

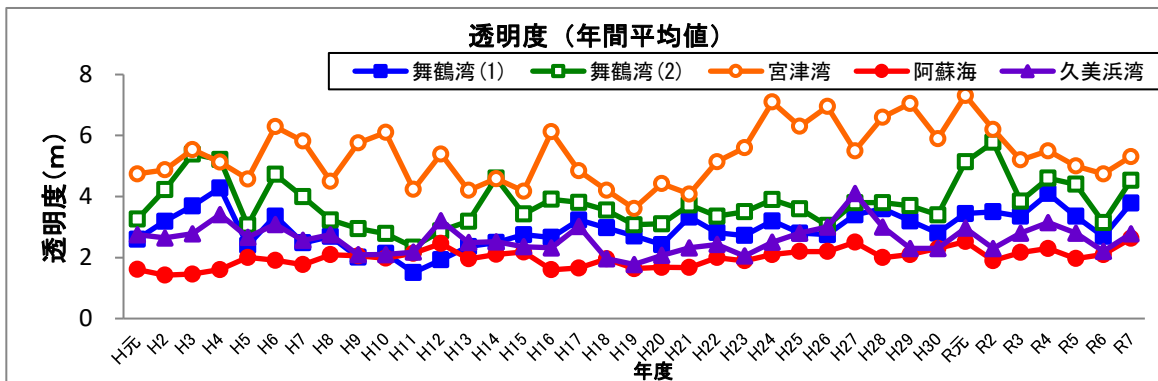
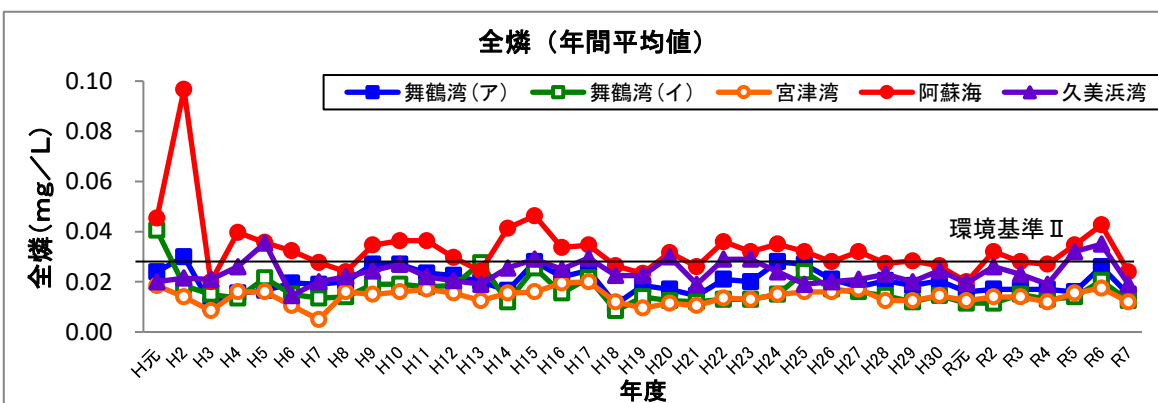
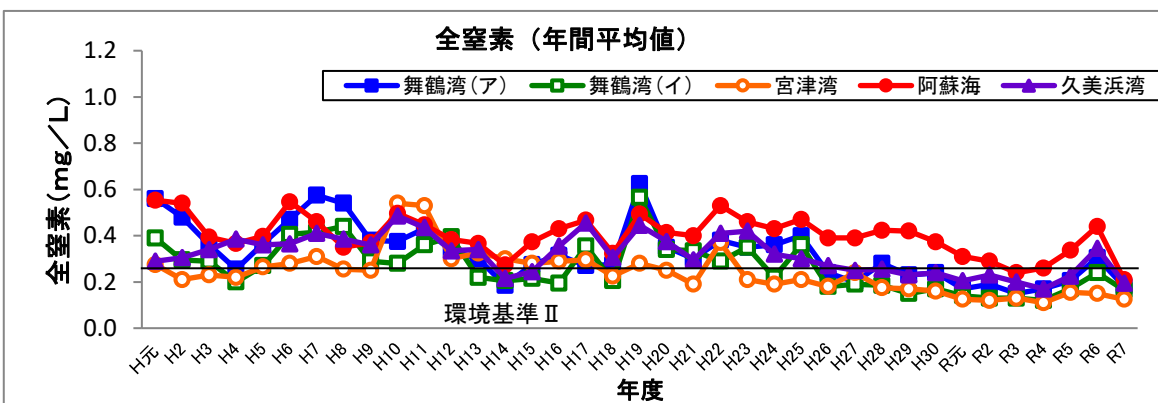
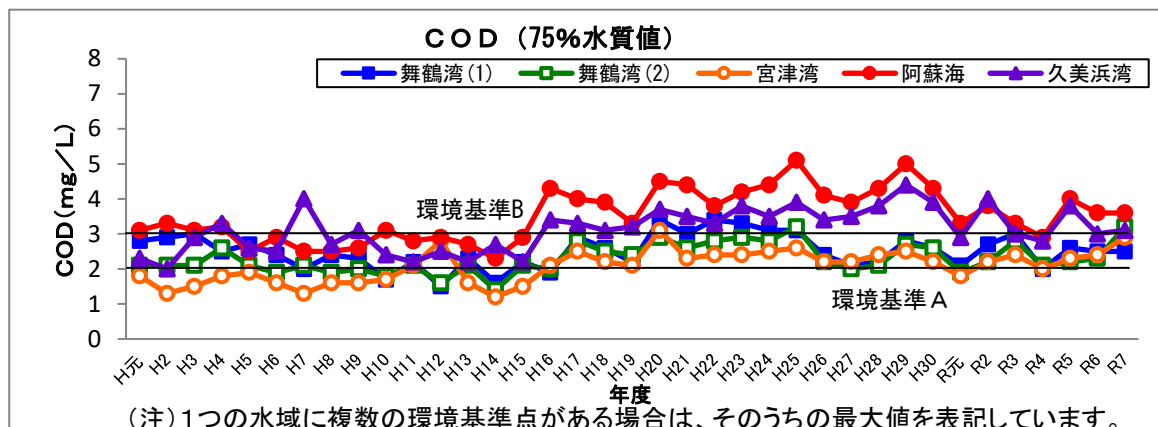
河川の水質は、BODを指標とする有機物質による汚濁について見ると、下水道整備など生活排水対策の進展や法令による工場・事業場に対する排水規制により、汚濁の著しかった河川においても長期的な改善傾向が続いている。



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、最大値を用いています。(定量下限値0.5mg/L)

北部の閉鎖性海域の水質の経年変化

CODを指標とする有機物質について、7水域のうち6水域で環境基準を超過している。前ページで示したように各水域への流入河川では良好な水質を維持しており、海水交換の悪い閉鎖性水域であることが水質の改善を困難にしていると考えられる。



(2) 地下水水質測定結果

府内の地下水の水質の状況を監視するため、11市5町1村84地点の地下水で有害物質の測定を行った。

なお、環境基準を超過した地下水は飲用に供しないよう、井戸所有者に対して注意喚起を行っている。

ア 測定結果の概要

(ア) 概況調査

地域の全体的な地下水の水質の状況を把握するため、計画的に選定した地点で行う調査。

令和7年度は、29地点を調査し、全地点で環境基準を達成した。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する調査。

令和7年度は、5地点を調査し、全地点で環境基準を達成した。

(ウ) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で判明した汚染範囲内の井戸において、継続的に監視を行う調査。

令和7年度は、50地点のうち31地点で環境基準を達成したが、19地点において鉛、砒素、総水銀ほか4物質で環境基準の超過が確認された。これらの地点については、引き続き監視に取り組むこととする。

イ 測定項目別環境基準達成状況

測定項目（28 項目）ごとの基準の達成状況は以下のとおり。

測定項目	概況調査	汚染井戸 周辺地区調査	継続監視 調査
カドミウム	29 / 29	—	1 / 1
全シアン	29 / 29	—	—
鉛	29 / 29	—	0 / 1
六価クロム	29 / 29	—	—
砒素	29 / 29	—	5 / 8
総水銀	29 / 29	—	2 / 5
アルキル水銀	—	—	3 / 3
P C B	15 / 15	—	—
ジクロロメタン	29 / 29	3 / 3	18 / 18
四塩化炭素	29 / 29	3 / 3	19 / 19
クロロエチレン	29 / 29	3 / 3	24 / 24
1,2-ジクロロエタン	29 / 29	3 / 3	18 / 18
1,1-ジクロロエチレン	29 / 29	3 / 3	24 / 24
1,2-ジクロロエチレン	29 / 29	3 / 3	24 / 24
1,1,1-トリクロロエタン	29 / 29	3 / 3	22 / 22
1,1,2-トリクロロエタン	29 / 29	3 / 3	18 / 18
トリクロロエチレン	29 / 29	3 / 3	23 / 24
テトラクロロエチレン	29 / 29	3 / 3	20 / 24
1,3-ジクロロプロペン	29 / 29	—	—
チウラム	29 / 29	—	—
シマジン	29 / 29	—	—
チオベンカルブ	29 / 29	—	—
ベンゼン	29 / 29	3 / 3	18 / 18
セレン	29 / 29	—	1 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	29 / 29	2 / 2	7 / 10
ふっ素	29 / 29	—	1 / 5
ほう素	29 / 29	—	2 / 2
1,4-ジオキサン	29 / 29	—	—
合 計	29 / 29	5 / 5	31 / 50

- (注) 1 「環境基準達成地点数／調査地点数」を表す。
2 測定機関は、京都府、京都市、国土交通省の3機関
3 アルキル水銀は、総水銀で検出された場合のみ分析
4 クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。

（３）ゴルフ場使用農薬水質監視調査結果

ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止を図るため、令和７年度に府内におけるゴルフ場の排水口等で実施した使用農薬に係る水質監視調査結果の概要は、次のとおりであった。

１ 調査実施方法

- （１）実 施 時 期：（京都府）令和７年６月
（京都市）令和７年９月及び令和７年１２月
- （２）対象ゴルフ場：１０ゴルフ場
（京都府） ２８ゴルフ場のうち７ゴルフ場
（京都市） ３ゴルフ場のうち３ゴルフ場
- （３）調 査 項 目：各ゴルフ場で使用され、流出の可能性のある農薬

２ 調査結果概要

調査を実施した４２種類（検体数１０６）の農薬のうち、４種類（検体数４）が検出されたが、いずれも指針値を下回っていた。

区分	農薬名	検出頻度 ※１	検出範囲 (mg/L)	水濁指針値 (mg/L)※２、３	水産指針値 (mg/L)※２、４
殺菌剤	アゾキシストロビン	１／９	０．００２	４．７	０．２８
	ヘキサコナゾール	１／３	０．００１	０．１２	２．９
	ペンシクロン	１／４	０．００２	１．４	１．０
除草剤	アシュラムナトリウム 塩又はアシュラム	１／５	０．００２	１０	９０

※１：検出ゴルフ場数／使用ゴルフ場数

※２：「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和２年３月２７日付け環水大土発第２００３２７１号各都道府県知事宛 環境省水・大気環境局長通知）で定められた指針値。

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、近接する利水施設がある場合は、当該施設における利水障害の発生防止措置、関係ゴルフ場に対する農薬使用の適正化指導等、改善措置を講じる。

※３、４：農林水産大臣が農薬取締法に基づき定める農薬の登録を認めるか否かの判断基準のうち、水質汚濁に係る農薬登録基準の１０倍値等（※３）及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の１０倍値（※４）

3 ダイオキシン類測定結果

(1) 環境中のダイオキシン類測定

ア 大気環境

一般環境6地点で年4回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点		濃 度 (pg-TEQ/m ³)	
			年平均値	範 囲
	環 境 基 準 (年 平 均 値)		0.6	
大 気 (一 般 環 境)	1	京都市役所測定局 (京都市)	0.0072	0.0062～0.0084
	2	自排山科測定局 (京都市)	0.0076	0.0069～0.0090
	3	久我測定局 (京都市)	0.0078	0.0066～0.011
	4	宇治測定局 (宇治市)	0.0074	0.0065～0.0093
	5	久御山測定局 (久御山町)	0.0086	0.0067～0.010
	6	福知山測定局 (福知山市)	0.0064	0.0061～0.0072

イ 水質環境

公共用水域49地点の水質、公共用水域21地点の水底の底質、20地点の地下水について、年1回（京都市内の河川水質は年2回）の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

公共用水域の水質及び水底の底質のダイオキシン類調査結果

区分	調 査 地 点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	底質濃度 (pg-TEQ/g)
	環 境 基 準		1	150
河川	1	鴨川高橋（京都市）	0.018	0.26
	2	鴨川出町橋（京都市）	0.032	0.39
	3	鴨川三条大橋（京都市）	0.024	0.17
	4	鴨川京川橋（京都市）	0.034	0.35
	5	西高瀬川上河原橋（京都市）	0.043	1.2
	6	高野川三宅橋（京都市）	0.035	0.19
	7	高野川河合橋（京都市）	0.020	0.18
	8	弓削川寺田橋（京都市）	0.038	0.21
	9	有栖川梅津新橋（京都市）	0.40	0.68
	10	天神川西京極橋（京都市）（注2）	0.069	0.44
	11	清滝川落合橋（京都市）	0.018	0.18
	12	小畑川京都市長岡京市境界点（京都市）	0.049	0.24
	13	山科川新六地藏橋（京都市）	0.072	0.77
	14	小畑川小畑橋（大山崎町）	0.11	—
	15	大谷川二ノ橋（八幡市）	0.83	1.8
	16	田原川螢橋（宇治田原町）	0.043	0.68
	17	和束川菜切橋（木津川市）	0.050	—
	18	犬飼川並河橋（亀岡市）	0.20	—
	19	由良川安野橋（南丹市）	0.029	—
	20	棚野川和泉大橋（南丹市）	0.031	0.13
	21	園部川神田橋（南丹市）	0.048	—
	22	高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.068	—
	23	由良川山家橋（綾部市）	0.037	—
	24	上林川五郎橋（綾部市）	0.038	—
	25	八田川八田川橋（綾部市）	0.13	—
	26	犀川小貝橋（綾部市）	0.28	—
	27	牧川天津橋（福知山市）	0.033	—
	28	宮川宮川橋（福知山市）	0.035	—
	29	由良川波美橋（福知山市）	0.084	0.53
	30	伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.037	0.23
	31	河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.041	0.54
	32	大手川京口橋（宮津市）	0.069	—
	33	野田川六反田橋（与謝野町）	0.038	—
	34	野田川堂谷橋（与謝野町）	0.17	—
	35	福田川新川橋（京丹後市）	0.63	1.2
	36	竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.15	0.10
	37	宇川宇川橋（京丹後市）	0.033	—
	38	佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.58	—
海域	39	舞鶴湾キナノ鼻地先（舞鶴市）	0.030	—
	40	舞鶴湾恵比須埼地先（舞鶴市）	0.030	—
	41	舞鶴湾念仏鼻地先（舞鶴市）	0.030	—
	42	舞鶴湾檜埼地先（舞鶴市）	0.030	—
	43	宮津湾江尻地先（宮津市）	0.030	—
	44	宮津湾島埼地先（宮津市）	0.031	—
	45	阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.035	—
	46	阿蘇海中央部（宮津市）	0.036	—
	47	阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.033	—
	48	久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.037	—
	49	久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.20	—

- （注） 1 京都市内の河川に係る水質濃度は年2回分の平均値を掲載している。
2 委託業者が西京極橋での採取が困難と判断したため上流の西万寿寺橋で採取した。

地下水中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)	調査地点		水質濃度 (pg-TEQ/L)
	環境基準		1	10	木津川市	0.030
一般環境	1	京都市北区	0.016	11	精華町	0.029
	2	京都市左京区	0.016	12	亀岡市	0.029
	3	京都市中京区	0.016	13	京丹波町	0.031
	4	京都市山科区	0.023	14	長岡京市	0.029
	5	京都市右京区	0.018	15	福知山市	0.030
	6	京都市右京区	0.017	16	福知山市	0.030
	7	京都市西京区	0.017	17	舞鶴市	0.030
	8	京都市伏見区	0.017	18	京丹後市	0.029
	9	京都市伏見区	0.015	19	京丹後市	0.029

ウ 土壌環境

土壌 20 地点で年 1 回の調査を実施したところ、いずれの地点においても環境基準値を下回っていた。

土壌中のダイオキシン類調査結果

区分	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)	調査地点		土壌濃度 (pg-TEQ/g)
	環境基準		1,000	11	京都市右京区	0.17
一般環境	1	京都市北区	0.24	12	京都市右京区	0.025
	2	京都市北区	0.23	13	京都市西京区	0.055
	3	京都市左京区	0.0025	14	京都市伏見区	2.3
	4	京都市左京区	2.3	15	京都市伏見区	0.049
	5	京都市中京区	0	16	井手町	1.1
	6	京都市中京区	0.0023	17	宇治田原町	0.014
	7	京都市山科区	0.51	18	笠置町	0.67
	8	京都市山科区	0.25	19	南山城村	0.21
	9	京都市下京区	0.28	20	伊根町	0.091
	10	京都市南区	2.7			

(2) 発生源のダイオキシン類測定

ア 府の行政検査

府がダイオキシン類対策特別措置法対象の事業場の一部（4事業場）に立入検査を行い、廃棄物焼却炉等の排出ガス測定を実施したところ、全ての施設で基準値を下回っていた。（調査時期：令和7年9月～12月）

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測定数	測定結果 (ng-TEQ/m ³)
廃棄物焼却炉等の排出ガス	4施設	0.0000099 ～ 0.10

（注）各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

イ 事業者による自主測定

ダイオキシン類特別措置法に基づく大気基準適用施設及び水質基準適用施設の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水中のダイオキシン類濃度の測定を実施するとともに、その結果を知事（京都市内は京都市長）に報告する義務がある。

令和7年度中に測定を実施し、府に報告のあった施設は、大気基準適用施設（廃棄物焼却炉等）は61施設、水質基準適用施設は11施設であった。

排出ガス中及び排出水中のダイオキシン類濃度については、測定を実施した施設全てが基準値を下回っていた。また、集じん機で集められたばいじん及び燃え殻の測定結果については、全ての施設が特別管理廃棄物該当値を下回っていた。

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数		測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)
廃棄物焼却炉等の排出ガス	新設（注1）	29施設	0.00000027～0.65	0.1～5
	既設（注1）	32施設	0 ～ 0.75	1～10

ばいじん、燃え殻中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (ng-TEQ/g)	特管該当値 (ng-TEQ/g) (注2)
廃棄物焼却炉のばいじん	50施設	0 ～ 1.8	3
廃棄物焼却炉の燃え殻	56施設	0 ～ 0.35	

排水中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測 定 数	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)
排出水（水質基準適用事業場） (注3)	11施設	0 ～ 0.32	10

- (注) 1 新設施設とは法施行（平成 12 年 1 月 15 日）以降に設置された施設であり、既設施設とは法施行前に設置された施設をいう。なお、既設施設であっても廃棄物焼却炉の中には新設施設の排ガス基準が適用される施設があることから、これらについては新設施設として計上している。
- 2 ばいじん、燃え殻については、3 ng-TEQ/g を超えると特別管理廃棄物（特管）となる。
- 3 水質基準適用事業場とは、事業場内に焼却炉の排ガス洗浄施設や下水道終末処理施設等を設置している事業場をいう。
- 4 各異性体の測定濃度又は実測濃度が定量下限未満の場合は 0 として毒性等量を算出している。

【参 考】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラ-PCB)を含めて、ダイオキシン類と呼ぶ。

化学構造としては、ベンゼン環2つが結合し、それに塩素が付いた形をしているが、塩素の付く数やその位置などにより、多くの異性体が存在する。

○TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(4塩化のPCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算する毒性等価係数(TEF)を用いて、ダイオキシン類の毒性を算出し、それを足し合わせた値(毒性等量=TEQ)で表す。

○ダイオキシン類の単位

ダイオキシン類については、極微量物質であるため、通常、pg(ピコグラム)やng(ナノグラム)といった、微量単位を表す記号を付けて表す。

例えば、水1リットル中のダイオキシン類は○○pg-TEQ/L、ばいじん1g中のダイオキシン類は○○ng-TEQ/gといったように表す。

g(グラム)

mg(ミリグラム) = 千分の1グラム

μg(マイクログラム) = 100万分の1グラム

ng(ナノグラム) = 10億分の1グラム

pg(ピコグラム) = 1兆分の1グラム

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(令和7年度測定分)

大気基準適用施設(廃棄物焼却炉等)									
番号	事業場名	所在地	排出ガスの基準値	ダイオキシン類測定結果					
			適用基準値 (ng-TEQ/m ³)	排出ガス		ばいじん		燃え殻	
				試料採取日	濃度 (ng-TEQ/m ³)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)	試料採取日	濃度 (ng-TEQ/g)
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1 (H28年度新設)	2025.4.8	0.00042	集じんなし		排出なし	
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市	1 (H30年度新設)	2025.5.27	0.00000077	①2025.5.20 ②2025.11.6	①0 ②0.000000075	①2025.5.20 ②2025.11.6	①0 ②0
3	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	2025.12.2	0.0000013	2025.12.2	0.41	2025.12.2	0.014
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5	2025.11.7	0.000058	2025.11.7	0.27	2025.11.7	0.042
5	乙訓環境衛生組合	大山崎町	1(※)	2026.1.15	0.00047	2026.1.15	1.2	2026.1.15	0.056
6	乙訓環境衛生組合	大山崎町	5 (H13年度新設)	休止中					
7	クリーンパーク折居	宇治市	1 (H28年度新設)	①2025.7.2 ②2026.1.13	①0.00051 ②0.00035	①2025.7.2 ②2026.1.13	①0.19 ②0.12	①2025.7.2 ②2026.1.13	①0 ②0.00058
8	クリーンパーク折居	宇治市	1 (H28年度新設)	①2025.7.2 ②2026.1.13	①0.0070 ②0.000015	1,2号炉共通		①2025.7.2 ②2026.1.13	①0.0002 ②0.00023
9	互応化学工業(株)	宇治市	10	休止中					
10	(株)微生物化学研究所	宇治市	5 (H14年度新設)	2026.2.13	0.22	①2026.2.17 ②2026.2.17	①1.2 ②0.010	①2026.2.17 ②2026.2.17	①0.35 ②0
11	(株)越智組	宇治市	5 (H15年度新設)	2025.11.12	0.44	2025.11.13	0	2025.11.13	0.00040
12	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	10	2025.6.26	0.073	集じんなし		2025.6.27	0.00004
13	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	0.1 (H16年度新設)	2025.6.30	0.000050	2025.6.30	0.24	2025.6.30	0.012
14	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市	0.1 (H16年度新設)	2025.6.30	0.000028	1,2号炉共通		2025.6.30	0.0039
15	京都府山城家畜保健衛生所	城陽市	10	休止中					
16	ホリモク(株)	城陽市	10						
17	(有)石井工務店	城陽市	5 (H15年度新設)	2026.3.5	0.066	2026.3.9	0	2026.3.9	0
18	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	5	2025.11.22	0.16	基準適用の対象外		基準適用の対象外	
19	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1 (H12年度新設)	2025.11.22	0.070	基準適用の対象外		基準適用の対象外	
20	(株)平安(アルミニウム合金製造用の溶解炉)	久御山町	1 (H15年度新設)	2025.11.22	0.0050	基準適用の対象外		基準適用の対象外	
21	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市	10	休止中					
22	(株)DNPテクノバック 京田辺工場	京田辺市	10	2025.10.23	0.013	2025.10.23	1.8	2025.10.23	0
23	(株)DNPテクノバック 京田辺工場	京田辺市	10	2炉同時稼働		上記と混合排出		上記と混合排出	
24	京田辺市環境衛生センター緑泉園	京田辺市	10	休止中					
25	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	2025.6.14	0.18	2025.6.14	1.6	2025.6.14	0.0061
26	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市	5	2025.6.14	0.15	2025.6.14	0.69	上記と混合排出	
27	枚方京田辺環境施設組合	京田辺市	0.1 (R5年度新設) R8.3.31使用開始	使用開始後1年未満					
28	(株)伊藤工務店自己処分場	宇治田原町	5 (H12年度新設)	2026.2.24	0.21	2026.3.3	0	2026.3.3	0
29	中建(株)	宇治田原町	5 (H14年度新設)	2025.10.30	0.042	2025.10.31	0	2025.10.31	0.000090
30	藤原建設(株)山城支店	木津川市	10	2026.2.2	0.048	2026.2.2	0.066	2026.2.2	0
31	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5 (H28年度新設)	2025.12.25	0.000040	2025.5.30	0.76	2025.12.25	0.0010
32	環境の森センター・きづがわ	木津川市	5 (H28年度新設)	2025.12.24	0.000070	上記と混合排出		2025.12.24	0.0012
33	相楽東部クリーンセンター	和東町	10	休止中					
34	相楽東部クリーンセンター	和東町	10	休止中					
35	(株)イング	亀岡市	10	休止中					
36	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	2026.1.23	0.0000024	①2025.6.1 ②2025.8.1 ③2025.10.6 ④2025.11.6 ⑤2025.12.1 ⑥2026.1.23	①0.025 ②0.044 ③0.014 ④0.021 ⑤0.020 ⑥0.12	①2025.12.15 ②2026.1.23	①0 ②0.000006
37	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	2025.12.15	0.000047	上記と混合排出		上記と混合排出	
38	亀岡市桜塚クリーンセンター	亀岡市	5	2025.12.15	0.00051	上記と混合排出		上記と混合排出	
39	(株)ダイフジ	亀岡市	5 (H14年度新設)	2025.12.2	0.00000045	2025.12.3	0	2025.12.3	0.00027
40	サカエ産業 リサイクルセンター	亀岡市	5 (H22年度新設)	2025.5.19	0.041	2025.5.19	0.37	2025.5.19	0.015
41	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中					
42	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンター	南丹市	10	休止中					
43	京都府南丹家畜保健衛生所	南丹市	5 (H30年度新設)	2026.2.13	0.36	2026.2.13	0.11	2026.2.13	0.000025
44	船井郡衛生管理組合畜産焼却施設	南丹市	10	2025.8.25	0.18	集じんなし		2025.8.26	0.00000043
45	るり溪開発(株)	南丹市	10	2026.3.27	0.061	混合灰として排出→		2026.3.27	0.019
46	船井郡衛生管理組合京都中部クリーンセンターし尿処理施設	南丹市	5(※)	2025.12.18	0.00066	2025.12.18	0	2025.12.18	0
47	福知山終末処理場	福知山市	1(※)	2025.5.12	0.019	混合灰として排出→		2025.5.12	0.000034
48	福知山終末処理場	福知山市	5 (R6年度新設) R8.4.1使用開始	使用開始前					
49	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①2025.6.26 ②2026.1.23	①0.0070 ②0.0048	①2025.6.26 ②2026.3.10	①0.056 ②0.15	①2025.6.20 ②2026.3.10	①0 ②0.0019
50	福知山市環境パークごみ焼却施設	福知山市	1(※)	①2025.6.20 ②2026.2.19	①0.0000016 ②0.00027	①2025.6.20 ②2026.2.24	①0.047 ②0.13	①2025.6.20 ②2026.2.24	①0 ②0.000087
51	共立工業(株)	福知山市	10	2025.12.19	0.75	2025.12.19	0.15	2025.12.19	0.00009
52	三栄プロイラー販売(株) 川合農場	福知山市	5 (H16年度新設)	2025.11.28	0.0096	2025.11.28	0.0012	2025.11.28	0
53	三栄プロイラー販売(株) 夜久野農場	福知山市	5 (H17年度新設)	2026.3.12	0.0061	2026.3.12	0.00071	2026.3.12	0
54	京都府中丹家畜保健衛生所	福知山市	5 (R2年度新設)	2026.1.28	0.13	2026.1.28	0.86	2026.1.28	0.000005
55	(株)但馬どり 福知山農場	福知山市	5 (H31年度新設)	2025.8.26	0.068	2025.8.26	0.00000071	2025.8.26	0.00000018
56	(株)但馬どり 福知山農場	福知山市	5 (R7年度新設) R7.11.10使用開始	使用開始後1年未満					
57	(有)鳥功産業 夜久野農場	福知山市	5 (H21年度新設)	2025.11.4	0.65	2025.11.4	0.082	2025.11.4	0.000034
58	中丹地域有害鳥獣処理施設	福知山市	5 (H26年度新設)	①2025.10.28 ②2026.1.23	0.00069 0.0025	2025.10.29	0.011	2025.10.29	0.000028
59	(株)カワフジ	福知山市	5 (R7年度新設) R8.1.25使用開始	使用開始後1年未満					
60	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	2025.6.16	0.055	2025.6.16	0.12	2025.6.16	0.0000006
61	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	5	2炉同時稼働(1炉運転なし)		上記と混合排出		上記と混合排出	
62	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	休止中					
63	舞鶴市清掃事務所	舞鶴市	10	休止中					
64	(株)日海商事焼却場	舞鶴市	5 (H14年度新設)	休止中					
65	綾部市衛生公苑	綾部市	10	2025.5.20	0.0070	2025.5.20	0	2025.5.20	0
66	綾部紡績(株)	綾部市	10	2026.3.27	0.34	2026.3.27	0.0091	2026.3.27	0
67	綾部市クリーンセンター	綾部市	5 (H12年度新設)	休止中					
68	綾部市クリーンセンター	綾部市	5 (H14年度新設)	2025.10.2	0.11	集じんなし		2025.10.3	0
69	喜楽鉱業(株) 京都工場	綾部市	0.1 (H30年度新設)	①2025.7.18 ②2026.1.15	①0.00097 ②0.0041	2026.1.14	0.013	2026.1.14	0
70	宮津市し尿処理施設	宮津市	10	2025.11.6	0.034	混合灰として排出→		2025.11.6	0.000028
71	宮津与謝クリーンセンター	宮津市・与謝野町	5 (H28年度新設)	①2025.4.30 ②2025.7.9 ③2025.10.2 ④2026.1.27	①0.0097 ②0.036 ③0.0039 ④0.0038	①2025.4.30 ②2025.7.9 ③2025.10.2 ④2026.1.27	①0.059 ②0.11 ③0.24 ④0.41	①2025.4.30 ②2025.7.9 ③2025.10.2 ④2026.1.27	①0.0012 ②0.00085 ③0.0011 ④0.0058
72	京丹後市網野衛生センター	京丹後市	10	2025.5.2	0.012	2025.5.2	0	2025.5.2	0
73	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	2025.10.7	0.000061	2025.6.27	0.056	2025.10.25	0.12
74	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	10	2025.11.11	0.000056	上記と混合排出		上記と混合排出	
75	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5 (H12年度新設)	2025.10.7	0.0056	上記と混合排出		2025.10.4	0.036
76	京丹後市峰山クリーンセンター	京丹後市	5 (H12年度新設)	2025.11.11	0.00000027	上記と混合排出		上記と混合排出	
77	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	2025.4.23	0.0000016	2025.5.2	0.00081	2025.5.2	0.00012
78	京丹後市竹野川衛生センター	京丹後市	10	2炉同時稼働(1炉運転なし)		上記と混合排出		上記と混合排出	
79	山川産業(株)掛津事業所(鉱山保安法関係)	京丹後市	1	2025.10.1	0	2025.10.1	0.0000076	排出なし	
80	京都府丹後家畜保健衛生所	与謝野町	10	2026.2.19	0.23	集じんなし		2026.2.19	0

※法施行(平成12年1月15日)前に設置された施設であるが、新設施設の排ガス基準が適用される施設

(注)法に基づく測定は年に1回以上とされており、施設により測定を実施すべき期間の区切りが異なるため、令和7年度内に測定した結果がない施設もあります。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果報告状況(令和7年度測定分)

水質基準適用事業場

番号	事業場名	所在地	水質基準対象施設				ダイオキシン類測定結果	
			施設				排水	
			施行令別表第2第2項 (アセチレン洗浄施設)	施行令別表第2第15項 (焼却炉の廃ガス洗浄施設) (焼却炉の湿式集じん施設) (汚水を排出する灰貯留施設)	別表第2第16項 (廃PCB等の分解施設) (PCB汚染物等の洗浄施設等)	別表第2第18項 (下水道終末処理施設)	試料採取日	濃度 (pg-TEQ/L)
1	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市		○			2025.5.27	0.00066
2	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市				○		
3	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	長岡京市		○				
4	乙訓環境衛生組合	大山崎町		○			循環使用で場外排出なし	
5	クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
6	クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
7	クリーンパーク折居	宇治市		○			公共用水域への排出なし	
8	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○			2025.6.18	0.000051
9	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○				
10	城南衛生管理組合クリーン21長谷山	城陽市		○				
11	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市		○			休止中	
12	木津川流域下水道洛南浄化センター	八幡市				○	①2025.7.3 ②2025.11.17	①0 ②0
13	(株)DNPテクノパック 京田辺工場	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
14	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
15	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
16	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
17	京田辺市環境衛生センター甘南備園	京田辺市		○			循環使用で場外排出なし	
18	高圧ガス工業(株)京都工場	京田辺市	○				循環使用で場外排出なし	
19	枚方京田辺環境施設組合	京田辺市		○			公共用水域への排出なし	
20	枚方京田辺環境施設組合	京田辺市		○			公共用水域への排出なし	
21	枚方京田辺環境施設組合	京田辺市		○			公共用水域への排出なし	
22	関西電力送配電(株)南京都変電所内PCB無害化処理場	宇治田原町			○		循環使用で場外排出なし	
23	環境の森センター・きづがわ	木津川市		○			循環使用で場外排出なし	
24	環境の森センター・きづがわ	木津川市		○			循環使用で場外排出なし	
25	相楽東部クリーンセンター	和束町		○			循環使用で場外排出なし	
26	福知山終末処理場	福知山市		○			2025.5.12	0.00021
27	福知山終末処理場	福知山市		○				
28	福知山終末処理場	福知山市				○		
29	宮津市し尿処理施設	宮津市		○			2025.11.6	0.32
30	宮津与謝クリーンセンター	宮津市・与謝野町		○			循環使用で場外排出なし	

4 自動車騒音調査結果

(1) 調査対象道路（市域は市が調査を実施）

府内の主要道路の 214 評価区間*

（高速自動車国道 12 区間、都市高速 0 区間、国道 91 区間、府道 96 区間及び市道 15 区間）

評価延長 294.4 km

*評価区間：評価に当たり、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したもの

(2) 調査方法

道路端の両側から 50m の範囲にある各住居を対象に、道路からの距離による減衰や建物による遮へい効果を考慮して騒音レベルを計算し、環境基準の達成状況を評価。

$$\text{環境基準達成率（\%）} = \text{環境基準達成住居戸数} / \text{対象の全住居戸数} \times 100$$

(3) 調査結果

全体では、昼間で 99.2%、夜間で 97.7% の住居が環境基準を達成した。調査は評価区間を概ね 5 年のローテーションで実施しているため、年度毎の達成率に多少のばらつきが見られるものの、近年は、ほぼ横ばいである。

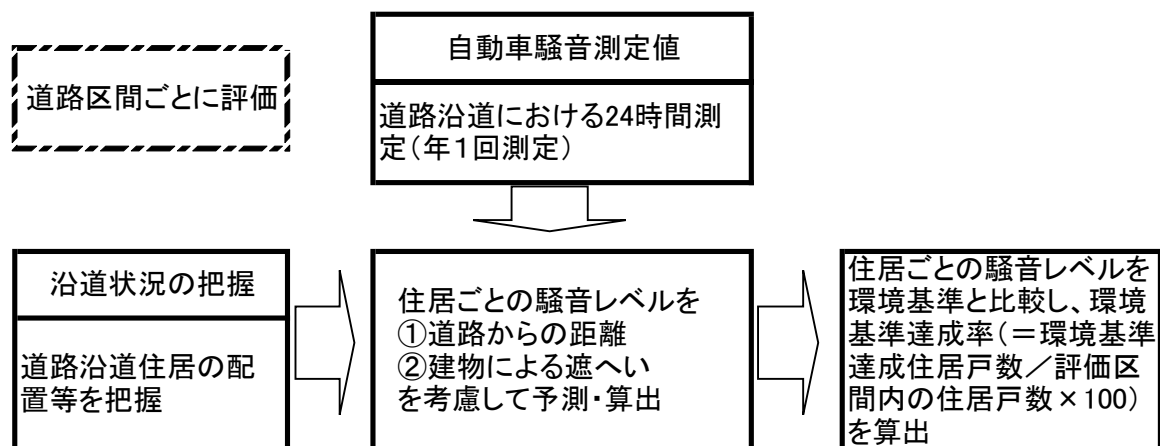
なお、過去の環境基準達成率は、令和 6 年度（昼間：99.1%、夜間：98.1%）及び令和 5 年度（昼間：97.5%、夜間：96.4%）であった。

調査対象＜評価区間＞ (住居戸数)	環境基準達成率			
	昼間 (6 時～22 時)		夜間 (22 時～6 時)	
	全体	最大～最小	全体	最大～最小
高速自動車国道＜12 区間＞ (3,415 戸)	98.9% [94.2%]	100～50%	94.8% [93.4%]	100～33.3%
都市高速道路＜0 区間＞ (0 戸)	－ [84.8%]	－	－ [81.1%]	－
国道＜91 区間＞ (12,102 戸)	99.3% [95.3%]	100～0%	97.3% [91.8%]	100～0%
府道＜96 区間＞ (25,345 戸)	99.1% [98.5%]	100～0%	97.9% [97.4%]	100～4.5%
市道＜15 区間＞ (5,475 戸)	99.9% [98.0%]	100～98.4%	99.5% [97.2%]	100～96.4%
全体＜214 区間＞ (46,337 戸)	99.2% [97.6%]	100～0%	97.7% [95.9%]	100～0%

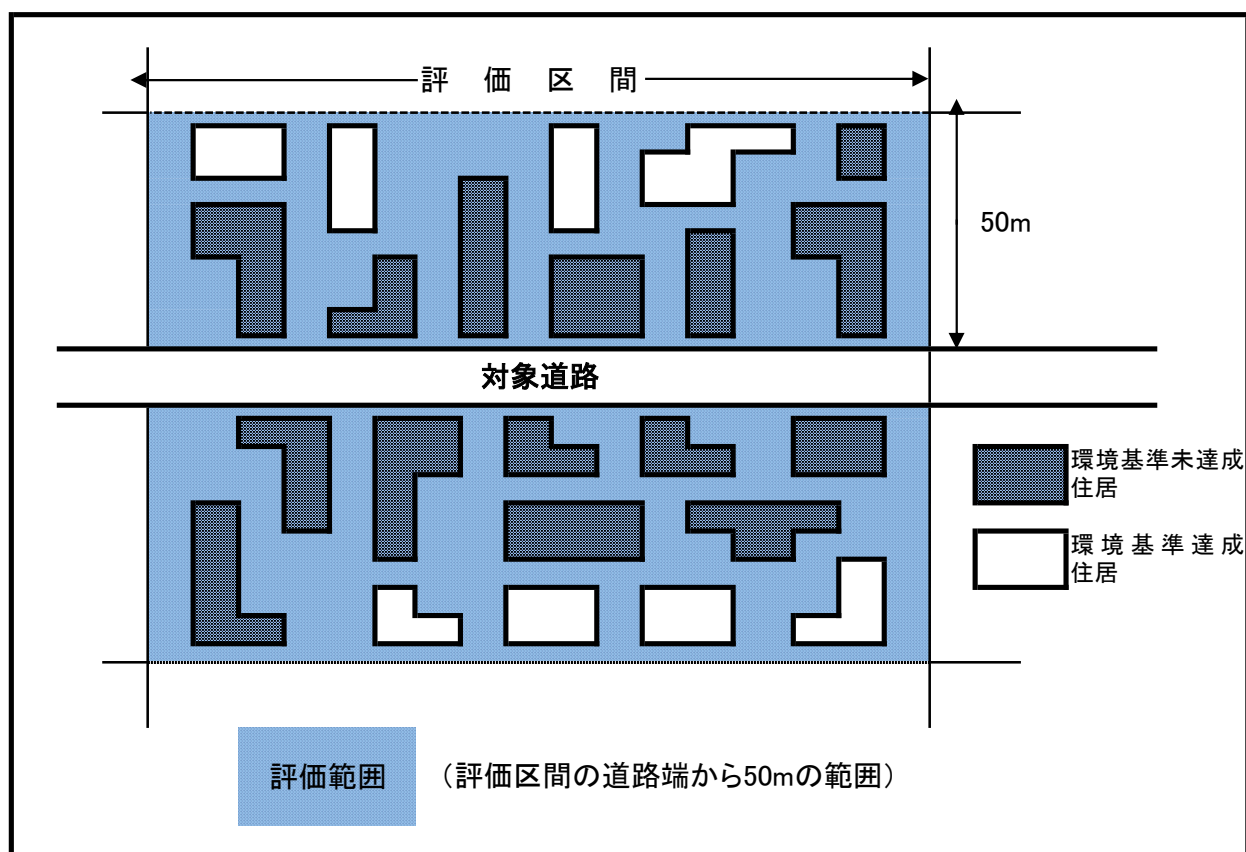
(注 1) [] 内は令和 6 年度の全国の調査結果（847 地方公共団体で実施）

(注 2) 複数の評価区間に属する住居が存在するため、各調査対象の住居戸数の合計と全体の住居戸数は一致しない。

自動車騒音測定結果評価システムの概要



評価のイメージ



5 高浜発電所及び大飯発電所に係る環境影響監視結果等

(1) 発電所に係る環境影響監視の概要

京都府では、昭和48年度から関西電力株式会社高浜発電所（出力82.6万kW原子炉2基、87万kW原子炉2基）に係る環境監視（放射線及び同発電所からの温排水の影響調査）を実施しているところであるが、福島原発事故を契機として、平成24年度からは同社大飯発電所〔出力117.5万kW原子炉2基（平成30年3月1日運転終了）、118万kW原子炉2基〕に係る環境監視も実施している。

令和7年度、放射線監視については、①舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町及び伊根町に設置した合計14か所の放射線測定所での空間放射線空気吸収線量率の連続測定、②環境放射能測定車による定点測定、③環境放射線調査車による走行サーベイを実施した。

また、原子力発電所から半径約30km以内の地点から採取した米、野菜等の環境試料について、放射性核種の分析を実施した。

さらに、温排水の拡散状況を把握するため、毛島、^{けしま}馬立島^{うまだてしま}周辺海域25定点での水温、塩分等の分布調査（温排水影響調査）を実施した。

(2) 監視結果

令和7年度に実施したこれらの調査・監視の結果については、例年とほぼ同程度であり、異常は見られなかった。

令和 7 年度環境影響監視の概要

環 境 放 射 線 監 視	項 目	内容、方法等	調 査 地 点	頻 度
	空間放射線 空気吸収 線 量 率	放 射 線 測 定 所	舞鶴市内 6 か所 おおやま きちさか くらほし しおくみ おか (大山、吉坂、倉梯、塩汲、岡 やす じとう 安、地頭) 綾部市内 3 か所 おいとみ うえすぎ やつあ い (老富、上杉、八津合) 宮津市内 1 か所 じようし (上司) 南丹市内 2 か所 もりさと しま (盛郷、島) 伊根町内 1 か所 ひ で (日出) 京丹波町内 1 か所 ほんじよう (本 庄)	連 続
		環境放射能測定車による 定点測定	東舞鶴地域 3 地点	4 回／年
		環境放射線調査車による 走行サーベイ	東舞鶴地域 (2 ルート) 綾部老富地区 綾部・西舞鶴地域 福知山市区 伊根・橋北地区 宮津・栗田・由良地区 京丹波町地域 南丹市美山地域 京北上弓削町地域 広河原・久多地域	4 回／年
	環 境 試 料 中 の核種分析	米、梅、大根、ほうれん 草、生椎茸、小豆、馬鈴 薯、きゅうり、松葉、よ もぎ、牛乳、めばる、 さざえ、なまこ、わかめ、あじ等	原子力発電所から半径約 3 0 km 以内の 陸上 2 3 か所 海上 7 か所	1 ～ 1 2 回／年
	温排水影響調査 (分布調査)	水温、塩分等	けしま うまだてしま うちうらわん 毛島、馬立島、内浦湾湾口部 周辺海域 2 5 定点	6 回／年

令和 7 年度環境影響監視結果の概要

環境放射線監視	空間放射線 空気吸収線 量率	放射線測定 所	○年平均值は、例年と比較して大きな変動は認められ なかった。 ○月別平均線量率は、年間を通じてほぼ同じレベルで 推移した。 ＜年間平均値＞ 大山 30 nGy/時 上杉 29 nGy/時 吉坂 35 nGy/時 八津合 37 nGy/時 倉梯 34 nGy/時 上司 48 nGy/時 塩汲 34 nGy/時 盛郷 49 nGy/時 岡安 37 nGy/時 島 36 nGy/時 地頭 39 nGy/時 日出 37 nGy/時 老富 42 nGy/時 本庄 36 nGy/時
		・環境放射能 測定車 ・環境放射線 調査車	○放射線測定所の結果とほぼ同程度で、大きな変動は 認められなかった。 ＜環境放射能測定車＞ 20～35 nGy/時 ＜環境放射線調査車＞ 24～71 nGy/時
	環境試料中の核種分析		○セシウム－137等については、検出された試料が あったが、例年と同程度で、過去の核実験等の影響と 考えられる。 ○陸水、海水等のトリチウム濃度では異常は認められ なかった。
温排水影響調査（分布調査）			○過去の結果と比較して特段の異常は認められなかつ た。 ・令和7年4月及び8月に実施した調査において、高 浜発電所からの温排水の拡散が内浦湾湾内及び湾口 部から北東に約2kmの範囲で認められた。 ・令和7年6月及び令和8年2月に実施した調査にお いて、高浜発電所からの温排水の拡散は内浦湾湾口 部で認められた。 ・令和7年10月及び12月に実施した調査において、 高浜発電所からの温排水の拡散が湾口部から北東に 約3kmの範囲で認められた。